

学校法人会計基準について

私立学校は公共性が極めて高く、安定性・継続性が求められるとともに、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行なうための統一的な会計処理基準として学校法人会計基準が制定されました。

なお、学校法人会計基準の一部が改正され、平成 27 年度以降に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

企業会計と学校法人会計との違いについて

企業会計は営利の追求を事業目的とし、一定期間を区切った会計期間ごとに損益計算によって、企業の経営状況を明らかにします。

一方、学校法人会計は、安定的かつ永続性保持のための収支均衡が目的となります。

計算書類の種類について

1. 資金収支計算書

その年度に行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、またその年度に係る現金および預貯金の収入と支出の動きを明らかにします。

2. 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に記載される資金収入および資金支出の決算額を（1）教育活動（2）施設や設備等の活動（3）資金調達その他、（1）および（2）に掲げる以外の活動に区分して作成するものです。

3. 事業活動収支計算書

その年度の（1）教育活動（2）教育活動以外の経常的な活動（3）（1）および（2）以外の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにします。また、それとともにその会計年度の基本組入額を控除して事業活動収入および支出の均衡状況を明らかにします。

4. 貸借対照表

年度末における資産・負債・純資産の残高を示し、学校法人の財政状況を明らかにします。

5. 財産目録

土地や建物、有価証券、借入金などすべての資産および負債の内訳を科目ごとに記載する書類で、私立学校法第 47 条において作成が義務づけられています。